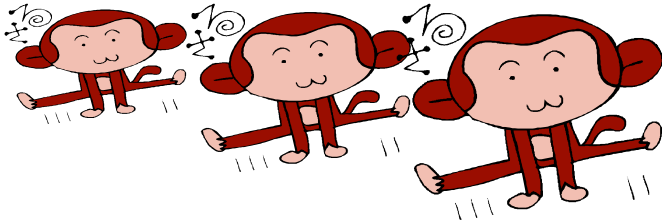


# 図書館だより

明けましておめでとうございます。今年も大いに図書館を利用してください。



## 著作権について

図書館でのコピーは著作権法第31条によって可能になっています。よって利用者は著作権法第31条を理解すると同時に遵守しなければなりません。

### 著作権法第31条

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、**図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)**を用いて著作物を複製することができます。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製を提供する場合

#### 第1号関係

「発行後相当期間」:次号が出されるまで(発行後3か月経過しても次号が発行されないものは3か月経過後)とする。

「くりかえし」:同一の著作物を対象とする同一利用者の請求は6か月に1回限り

#### 第2号関係

「必要がある場合」:イ.稀覯本のコピー作成(1部のみ)

ロ.欠損ページの補充

ハ.破損・汚損が著しい資料の複製作成(1部のみ)

#### 第3号関係

「その他」:出版者からバックナンバーとしても入手不可能な定期刊行物

## 複製対象資料について

著作権法第31条で複製できるのは、「図書館

2004(平成16年)年1月号

発行:城西大学水田記念図書館

<http://lvision.josai.ac.jp>

等の図書、記録その他の資料(以下「図書館資料」という。)」であり、利用者所有の資料は「図書館資料」ではないので、その複写は著作権法第31条の範囲内ではありません。

また、図書館に設置したコピー機は著作権法第31条による複写サービスを行う目的で設置されたものなので、図書館資料以外の資料を図書館のコピー機で複製することは目的外使用となります。

## 他大学図書館所蔵の図書・雑誌を利用するには

【1】図書:書名、著者名、出版者、刊行年 雑誌:論文・記事名、著者名、雑誌名、巻号、刊年月、掲載ページを特定する

【2】国立情報学研究所のNACSIS Webcatで書誌情報と所蔵館を確認する(<http://webcat.nii.ac.jp/>)

【3】利用方法を選ぶ

他館の所蔵であることが確認できた図書・雑誌を利用するには、次の2つの方法があります。

(A)特定ページの複写申込 (B)紹介状の発行申込

【4】手続き

それぞれ以下の手続きにしたがって申込みをしてください。

(A)特定ページの複写申込

1) 図書館ホームページ(学外文献申込)で必要事項をものまなく入力する。

(B)紹介状の発行申込

1) 所蔵館名(本館・分館)とその所在地を確認する。

2) 学外者の利用手続きを確認する。NACSIS Webcatの所蔵館をクリック。

3) 利用希望日と時刻を決める。所蔵館のホームページで開館日程・時間を確認。

4) (他機関利用依頼申込書)に記入する。

5) カウンターで係員に確認を依頼する。

カウンターで所蔵機関に資料の利用の可否や日程の都合を照会します。所蔵調査にはある程度時間がかかりますので、余裕をもって申し込んでください。

所蔵・利用可能が確認され、所蔵館から利用許可が出ると「紹介状」を発行します。

6) (資料利用依頼状)の発行を受ける。

7) (資料利用依頼状)と身分証を持参し、所蔵館の受付に提示する。

8) ルールとマナーを守って利用し、終了後にお礼を述べて退出する。

**\* 訪問にあたっては、開館時間など指定の条件を確認の上、「紹介状」と学生証を持参してください。**

**\* 利用は「館内閲覧」が原則です。**

**\* 複写については、本学同様、著作権の許容範囲内(著作の一部分・一部のみ)で可能ですが、詳細は所蔵館のルールに従ってください。このサービスは他大学・他機関の図書館間相互協力により、訪問して館内閲覧することができるものです。**

国立国会図書館の利用

・学生証を持参すれば利用できます。(20才未満は上記「紹介状」が必要)・館内閲覧と複写サービスがあります。詳細はホームページ参照

1月の休館日は17日(土)です